

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十六号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 居室、静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）
、食堂、浴室及び機能訓練室その他の入所者が日常生活を営む場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
- ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。
- 三 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であつて、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

第九条第二項第三号中「配置人員を増員する」を「次条の規定により置かれるべき職員の数を超える員数の職員を置く」に改め、同条第三項第二号中「（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以

下同じ。)」を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「定める」を「定めるところによる」に改め、同項第一号ロ中「設けてはならない」を「設けない」に改め、同条第五項第一号中「居室等」を「居室、静養室等」に、「特別避難階段」を「特別避難階段(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。)」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第二号中「居室等」を「居室、静養室等」に改め、同項第三号中「居室等」を「居室、静養室等」に改め、(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を削る。

第二十八条第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 ユニット、浴室その他の入居者が日常生活を営む場所(以下「ユニット等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 ユニット等を二階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第三十三条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 第三十三条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
 - ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制(ユニット型特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。)を整備すること。
 - 三 ユニット等(居室及び共同生活室を除く。)を地階に設けている場合であつて、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

第二十八条第二項第三号中「配置人員を増員する」を「第十条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置く」に改め、同条第四項中「定める」を「定めるところによる」に改め、同項第一号イ(3)及び同号ロ(2)中「設けてはならない」を「設けない」に改め、同条第五項第一号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第三十六条第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない地域密着型特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第三十九条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 第三十九条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
 - ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（地域密着型特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保すること。）を整備すること。
 - ニ 居室等（居室及び静養室を除く。）を地階に設けている場合であつて、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。
- 第三十六条第二項第三号中「配置人員を増員する」を「次条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置く」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「定める」を「定めるところによる」に改め、同項第一号口中「設けてはならない」を「設けないう」に改め、同条第五項第一号中「車いす」を「車椅子」に改める。
- 第四十二条第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあつては」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 ユニット等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 ユニット等を二階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照会し、又は協力を求めた上で、第四十四条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 第四十四条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。
 - ハ 火災の際の避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者と地域住民等との間で、火災の際の避難、消火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。）を整備すること。

三 ユニット等（居室及び共同生活室を除く。）を地階に設けている場合であつて、前号に掲げる要件の全てを満たすこと。

第四十二条第二項第三号中「配置人員を増員する」を「第三十七条の規定により置かれるべき職員の員数を超える員数の職員を置く」に改め、同条第四項中「定める」を「定めるところによる」に改め、同項第一号イ(3)及び同号ロ(2)中「設けてはならない」を「設けない」に改め、同条第五項第一号中「車いす」を「車椅子」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。